

## 多面的機能支払交付金の使途に係る留意事項

### 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金

(施設の長寿命化のための活動を除く)



# 目 次

1. 用途に係る留意事項について	… 2
2. 経費項目の範囲の考え方	… 3
・番号 1 日当	… 4
・番号 2 購入・リース費	… 5
・番号 3 外注費	… 6
・番号 4 その他	… 6
3. 日当など単価の考え方	… 9
4. 交付金の対象とならないもの	… 10

## 1. 使途に係る留意事項について

「多面的機能支払交付金」は、農地や農業用施設（用排水路・農道）等が有する多面的機能の維持・増進や農村コミュニティの活性化に向け、農業者のみならず、地域住民やNPOなど多様な参画のもと行われる、水路の草刈り・泥上げや農道の砂利補修など、農地・農業用施設の保全管理活動を国、県、市町村が支援する制度です。

この制度を活用しようとする活動組織は、公的資金の交付を受けることとなりますので、活動の内容や成果、交付金の使用実績等を対外的に説明する「義務」と「責任」を負うこととなります。

このため、交付金の使用に当たっては、協定や計画書の規定に基づく活動であることはもちろんのこと、活動に当たっての支出が適正に行われていることを証明するため、領収書等の書類を整理・保管しておく必要があります。

仮に、目的外や不適正な支出があった場合は、交付金を返還していただかなければなりません。

活動内容や支出内容等は地域の実情によって大きく異なるものと考えますが、この交付金制度が今後も継続されるためにも、一つ一つの活動組織が適正に会計経理を行うことが重要となりますので今回「多面的機能支払交付金」のうち、特に活動組織により取組が多様である「農地維持支払交付金」「資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）」について、適正な事務執行に向けた参考資料としていただくため、使途にかかる留意事項をまとめたものです。



## 1. 経費項目の範囲の考え方

以下の項目ごとに具体的な交付金対象の可否を示します。

※【様式第1-7号】金銭出納簿より

なお、項目とした「日当」「購入・リース費」「外注費」「その他」は、実施状況報告書の支出区分の費目に合わせていますので参考にしてください。

番号	支出費目	内 容
1	日当	活動参加者に対して支払った日当
2	購入・リース費	資材(砕石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
3	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
4	その他	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など

### 1. 日 当

下表に、日当に係る交付金対象の可否について示します。

なお、以下の4点については、日当に係る基本事項ですので、注意してください。

- ① 日当を支払う場合は、作業の日報(作業内容、作業時間等)を記録し保管してください。
- ② 日当の単価は、p.9の「3. 日当など単価の考え方」を参照してください。
- ③ 日当は本来、1日当たりの単価ですが、1日数時間程度の活動などは、1時間当たり単価で設定してください。
- ④ 児童などへの日当支払いは好ましくないため、文房具などの記念品としてください。

区分	交付金対象の可否
(1) 基礎活動に係る日当	<p>① 施設の点検・機能診断や水路の目地詰め、破損施設の改修等に要する日当は、対象となります。</p> <p>② 従来から地域が自主的に行ってきた草刈りや泥上げ等については、対象外となります。</p> <p>ただし、以下に該当する場合は、活動範囲を位置図に記録・保存することで対象となります。</p> <p>ア 耕作放棄地の解消や発生防止に向けた草刈りを「共同」で行う場合                      イ 本対策を契機として、新たな範囲の草刈りを「共同」で行う場合                      ウ 人力で処理できない程の土砂が堆積した水路、ため池において、重機を併用して「共同」で泥上げを行う場合</p>

(2) 農村環境保全活動に係る日当	対象となります。
(3) 活動組織の事務処理等に係る日当	対象となります。
(4) 研修会・説明会等への参加に係る日当	<p>① 国や県などが開催する研修会に代表者等が参加する場合は、原則として開催時間のみ、対象となります。</p> <p>② 活動組織内の研修会についても同様に開催時間のみ、対象となります。</p> <p>なお、研修会の開催は、構成員全員に周知し、総会等の場を活用するなど多くの参加につなげるよう工夫してください。</p> <p>また、欠席者には、研修会資料を送付するなどの対応をしてください。</p> <p>③ 総会のみの場合は、対象外となります。</p>

## 2. 購入・リース費

下表に、購入・リース費に係る交付金対象の可否について示します。

なお、以下の4点については、購入・リース費に係る基本事項ですので、注意してください。

- ① 高額な事務機器や機械を購入する場合は、利用頻度等を考慮し、借上げについても比較検討のうえ決定してください。
- ② 複数購入する場合は、その必要性を説明できるよう整理してください。
- ③ 購入した機械等を目的外の用途に使用した場合は、交付金の返還対象となりますので注意してください。
- ④ 業者選定に当たっては、少額の場合などを除き、複数の見積を徴集・比較検討のうえ、決定してください。

(県では、10万円を超える場合は複数見積が必須。各市町村の基準なども参考にしてください。)

区分	交付金対象の可否						
<p>(1) 砕石、砂利、セメント、目地材、土、ヒューム管、U字溝等の資材購入</p>	<p>点検や機能診断の結果に基づいて行う、破損水路の布設替えや補修、ゲート類の塗装、農道への砂利の補充等に係る資材購入費は、対象となります。</p> <p>なお、施設の補修等に先立ち生き物調査を行い、必要に応じて保護・移植を行うなど環境との調和に配慮してください。</p> <p>また、水路の補修・更新についての維持・向上（共同）と向上（長寿命化）の区分は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="635 584 1481 1429"> <thead> <tr> <th data-bbox="635 584 1059 629">農地維持・資源向上（共同）</th> <th data-bbox="1059 584 1481 629">資源向上（長寿命化）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="635 629 1059 824"> 水路の適正管理のために行う「補修」（「目地詰め」や「破損施設の補修」など） </td> <td data-bbox="1059 629 1481 824"> 水路の長寿命化対策として活動計画に位置づけて行う「補修」や「更新」 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 824 1059 1429"> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>土水路が洗掘されるなど、施設の点検・診断に基づき、水路の適正管理のために必要な場合、コンクリート水路等による<b>部分的な補強</b>を行うことが可能</p> <p>ただし、コンクリート水路等を布設しなければならない理由を写真とともに整理し、実施前に市町村の確認を受けること</p> </td> <td data-bbox="1059 824 1481 1429"> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>長寿命化対策のために、「土水路からコンクリート水路等への更新」及び「水路全線の更新」が可能</p> </td> </tr> </tbody> </table>	農地維持・資源向上（共同）	資源向上（長寿命化）	水路の適正管理のために行う「補修」（「目地詰め」や「破損施設の補修」など）	水路の長寿命化対策として活動計画に位置づけて行う「補修」や「更新」	<p><b>【留意事項】</b></p> <p>土水路が洗掘されるなど、施設の点検・診断に基づき、水路の適正管理のために必要な場合、コンクリート水路等による<b>部分的な補強</b>を行うことが可能</p> <p>ただし、コンクリート水路等を布設しなければならない理由を写真とともに整理し、実施前に市町村の確認を受けること</p>	<p><b>【留意事項】</b></p> <p>長寿命化対策のために、「土水路からコンクリート水路等への更新」及び「水路全線の更新」が可能</p>
農地維持・資源向上（共同）	資源向上（長寿命化）						
水路の適正管理のために行う「補修」（「目地詰め」や「破損施設の補修」など）	水路の長寿命化対策として活動計画に位置づけて行う「補修」や「更新」						
<p><b>【留意事項】</b></p> <p>土水路が洗掘されるなど、施設の点検・診断に基づき、水路の適正管理のために必要な場合、コンクリート水路等による<b>部分的な補強</b>を行うことが可能</p> <p>ただし、コンクリート水路等を布設しなければならない理由を写真とともに整理し、実施前に市町村の確認を受けること</p>	<p><b>【留意事項】</b></p> <p>長寿命化対策のために、「土水路からコンクリート水路等への更新」及び「水路全線の更新」が可能</p>						
<p>(2) 草刈機等の機械購入</p>	<p>対象となります。</p> <p>ただし、購入した機械は、個人所有できませんので、活動組織が所有・保管・管理し、必要なときに活動参加者に貸与してください。</p> <p>また、草刈機を持ち寄りで使用する場合は、燃料費や替刃等の実費相当額を支払うことも可能です。</p>						
<p>(3) デジカメ、パソコン等の事務機器購入</p>	<p>活動の記録やとりまとめに使用するデジカメやパソコン、プリンタ等の事務機器の購入費は、対象となります。</p>						
<p>(4) バックホウ等の重機・車両の借上</p>	<p>水路の泥上げや補修工事などに必要なバックホウ等の重機・車両に係るリース会社からの借上料は、対象となります。</p> <p>また、軽トラック等を持ち寄りで使用する場合は、燃料費等の実費相当額を支払うことも可能です。</p>						

(5) 農村環境保全活動に係る種子、苗、肥料等の資材購入	対象となります。
(6) 草刈りや水路の土砂上げ等に使用する鎌、スコップ等の物品購入	対象となります。 ただし、購入した物品は、個人所有できませんので、活動組織が所有・保管・管理し、必要なときに活動参加者に貸与してください。

### 3. 外注費

下表に、外注費に係る交付金対象の可否について示します。

なお、以下の4点については、外注費に係る基本事項ですので、注意してください。

- ① 外注する場合は外注金額に関わらず、外注しなければならない理由（自主施工ができない理由等）や業者選定、外注金額の算出根拠などを整理し、構成員からの合意のうえ書面により適正な事務手続きを行ってください。
- ② 業者選定に当たっては、少額の場合などを除き、複数の見積を徴集・比較検討のうえ、決定してください。  
（県では、10万円を超える場合は複数見積が必須。各市町村の基準なども参考にしてください。）
- ③ 検査、引渡しは組織の立会のうえ行ってください。
- ④ 請求書、領収書を必ず保管してください。

区分	交付金対象の可否
(1) 重機作業などの建設会社等への委託	活動組織による自主施工を基本としますが、専門技術を要する作業を建設会社等へ委託する場合は、対象となります。
(2) 施設の点検や機能診断などの専門業者等への委託	活動組織による実施を基本としますが、専門技術を要する業務を測量設計会社等へ委託する場合は、対象となります。
(3) 会計事務や実績報告とりまとめなどの事務委託	対象となります。 なお、委託費は必要経費を積み上げて算定することとし、最終的には作業日報で出役を確認するなど、実績に応じて変更してください。
(4) 目地詰め作業や破損施設の補修、生きもの調査等の技術指導に対する講師等への謝金	対象となります。 なお、単価は、p.9の「3. 日当など単価の考え方」を参照してください。

### 4. その他

下表に、その他に係る交付金対象の可否について示します。

なお、賃金や役員報酬の単価は、p.9の「3. 日当など単価の考え方」を参照してください。

区分	交付金対象の可否
(1) 先進地研修に係る旅費	<p>原則として日帰りの場合は、対象となります。</p> <p>なお、研修目的を明確にし、行程や参加者等を記載した研修計画を作成するとともに、研修結果を総会の場などで構成員に報告してください。また、観光旅行との指摘や誤解を受けない研修計画としてください。行程に観光地等が入っているような研修は、たとえ観光部分を別会計にしても適切ではありません。</p>
(2) 研修会、説明会等に係る旅費	<p>① 鉄道やバスの乗車賃は、対象となります。</p> <p>② 私用車利用の場合の旅費は、要したガソリン代や駐車場代等の経費相当額が、対象となります。なお、市町村等の規定に準じて走行距離に応じて支払う方法も、対象となります。</p> <p>③ タクシー料金は、バス路線がないなど、利用の必要性を説明できる場合に限り、対象となります。</p>
(3) 活動に係る傷害保険料	<p>対象となります。</p> <p>なお、子供会活動等他の活動も含めて傷害保険に入る場合は、多面的機能支払交付金分と他の活動に保険料を区分してください。</p>
(4) 構成員への総会案内等に係る通信費(切手、葉書等)	<p>対象となります。</p> <p>なお、台帳等を作成し、切手や葉書を何の目的に、何枚使ったか、その必要性を説明できるように整理してください。</p> <p>また、残余がある場合は、枚数を管理してください。</p>
(5) 総会、研修会等に係る会場使用料	<p>対象となります。</p> <p>なお、町内会の総会などと合わせて支払う場合は、多面的機能支払交付金分と他の活動に使用料を区分してください。</p>
(6) 活動記録に係る写真代	<p>対象となります。</p> <p>なお、実績報告などに使用しない写真も対象となります。</p> <p>また、プリントした写真はすべて保管してください。</p>
(7) 普及啓発のための会誌やパンフレット、説明会資料等の作成費	<p>① 対象となりますので、活動に対する構成員の意識啓発を行ってください。</p> <p>② 活動の情報発信のための看板・パンフレット等の作成費も対象となりますので、地域住民等の多面的機能支払交付金制度に対する理解醸成<small>じょうせい</small>に向けた取組を行ってください。</p>
(8) 活動のために必要な技術資料等の図書購入費	<p>対象となります。</p>
(9) コピー代、ノート、ボールペン、鉛筆・消しゴム・ファイル等の文具代	<p>事務処理や活動に必要な文具代は、対象となります。</p> <p>ただし、コピー代は用途(〇〇の会議資料等)や使用枚数などを整理し、書面に残してください。</p>

区分	交付金対象の可否
(10) 会計事務や活動記録のとりまとめなどのために構成員以外から雇うアルバイト等の賃金	対象となります。 ただし、活動内容や時間など活動実績を整理し、書面に残してください。 なお、活動組織の構成員が会計事務などを行う場合は、事務日当として処理してください。
(11) 役員に対する報酬	対象となります。 ただし、活動内容や時間など活動実績を整理し、書面に残してください。 なお、同一の活動に対して報酬と日当との重複支出はできませんので、注意してください。
(12) 活動時の弁当、お茶代等	<p>① 弁当代については、食事時間帯にまたがる活動で支出の正当性が対外的に説明できる場合のみ、対象となります。 ただし、<b>日当を支払う場合は、原則として対象外</b>となります。 また、<b>研修の開始前や終了後に配布する弁当代や、焼肉屋・居酒屋等での食事代などは、対象外</b>となります。</p> <p>② お茶代（小昼などの茶菓子も含む）は、対象となります。 ただし、<b>アルコール・つまみ類は、対象外</b>となります。 ※ 弁当やお茶などを購入した場合は、単価と個数（参加人数の内数）がわかる領収書かレシートが必要となります。</p>
(13) 活動に係る土地の借地料	活動に伴い必要となる仮設道路や資材置場などの借地料は、対象となります。
(14) 先進地視察先への謝礼	対象となります。 ただし、現金で支払う場合は、視察先からの領収書が必要となります。 なお、おみやげ代は、 <b>謝金を現金で支払わない場合に限り</b> 、対象となります。

## 2. 日当など単価の考え方

- ① 日当単価は、必ず総会に諮るなど構成員参加のもと決定するとともに、単価決定の場に参加できなかった構成員にも決定プロセスを必ず周知してください。  
また、議事録・内規の作成と保管を必ず行ってください。  
なお、会計検査等で単価の根拠や理由等を求められることがありますので、対外的にも説明ができるよう整理してください。
- ② 活動組織内で集落毎に日当等の単価が違っているのは適切ではありませんので、統一単価を設定してください。

参考までに県等の基準単価は以下のとおりです。

### 【共同作業 日当・賃金】

区 分	単 価	備 考
軽作業員(H29)	¥13,500 人／日 (8時間)	¥1,688／1時間
最低賃金(H29 山梨県)	¥784 人／1時間	H29.10.1
最低賃金(H29 全国)	¥848 人／1時間	全国加重平均
県内活動組織 聞き取り平均	約 ¥1,000 人／1時間	※1

※1 作業内容は平地で簡易的な草刈り（機器借り上げ費等は別途が多い）

### 【謝金】「謝金の標準支払基準」は、経済産業省(H27.3.6)より

区 分	単 価	備 考
講師謝金 (大学教授 2 クラス)	¥7,000／時間	講習会等の講師 に対する報償費 等の支給基準
(大学講師クラス)	¥5,100／時間	
(その他)	¥3,600／時間	

### 3. 本交付金制度の対象とならないもの

以下のものは本交付金制度の対象となりませんので注意してください。

区分	交付金対象の可否
(1) 営農に関わる活動	農作物の生産や販売を目的とした活動は、対象となりません。
(2) 地域資源や農村環境の保全に関連しない活動	地域の祭りや伝統行事（祭りや行事などへの現金の寄付・協賛金・御神酒代）、自治会や学校の運動会などは、対象となりません。
(3) 河川や国道・県道・市道及び公共施設など管理者が決められている施設における活動（法面の草刈など）	管理者が決まっている施設の管理については、管理者が行うことが原則ですので、対象となりません※。 また、アドプト協定により管理している施設も対象となりません。 ※ 地域の慣例として施設管理者の了解のもと、農地・農業用水などの地域資源の保全管理と一体的に実施している施設管理については、活動の対象となります。 ただし、従来から地域が自主的に行ってきた草刈り等については、日当の対象となりません。
(4) 補助事業への充当	公共事業などの農家負担分への充当は、対象となりません。

## (参考) よくある質問について

※多面的機能支払交付金活動の支払に関するよくある質問です。

又、回答内容については、本編で解説済のものもあります。

### 1. 鳥獣害防止のため見回り活動について、日当を支払っても良いか。

農地維持活動において、農用地に係る鳥獣害防護柵の適正管理が位置付けられており、この取組の一環として鳥獣害防止のための見回り活動を、活動組織の合意の上で作成された活動計画の基に行うものにあつては、共同活動に位置付けることができる。

### 2. 個々の農業者が実施する活動（例えば、畦畔・農用地法面等の草刈り等）を対象組織が実施する共同活動に位置づけてもよいのか。

- 1 地域活動指針には、地域資源の適切な保安全管理のために、地域で取り組むべき活動を位置付けているものである。
- 2 このため、個々の農業者が実施する活動（例えば、畦畔・農用地の法面等の草刈り）についても、活動計画書に位置付け、対象組織の構成員の合意の上で行うものであれば、共同活動として交付金の対象とすることが可能である。

### 3. 農村公園、公民館等の農村コミュニティ施設の保安全管理活動に農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）を充当してもよいのか。

- 1 活動指針に位置付ける「活動項目」としては、農村公園、公民館等の清掃活動そのものは対象外である。
- 2 ただし、例えば、農用地、開水路、農道等と一体となって農村景観を構成しており、かつ、これらの資源に対する活動と一体となつて行うことが適切と判断される場合は本支払の対象となり得る。
- 3 また、農地維持支払における地域資源の基礎的な保全活動の活動項目の1つである「畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り」等の一環として、作物に対する病虫害発生の影響を考慮して、農用地周辺の農村公園等の共同活動を行うことは可能である。

#### 4. 作業委託や大型草刈機の購入などに使えるか。

農地維持支払又は資源向上支払の使途において、

- ① 作業委託等の外注については、当該活動が規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合は可能としており、
- ② 機械の購入については、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、機械の利用回数や期間、価格を踏まえ、レンタルする場合の条件と比較して判断することとなる。

※（補足：作業委託について）

点検・診断、草刈り等、基本的な共同活動（地域をみんなの手で維持管理する）について、高齢化や、都市化等を理由にシルバー人材センター等への外部委託は出来ません。

委託可能例）一部、危険な箇所のみ伐採委託等

#### 5. 汎用性が高い機械を購入してもよいのか。

- 1 多面的機能支払交付金で購入した機械を地域活動指針に位置づけられた共同活動の実施以外の用途に使用した場合、要綱別紙1第9の1の（2）又は要綱別紙2第9の1の（2）に規定する目的外使用に該当する可能性が高く、これらに該当した場合、交付金返還となる。
- 2 よって、汎用性の高い機械の購入は極力避けるか、あるいは、目的外使用がなされないよう徹底するものとする。

（活動以外への汎用性が高いと思われる機器例）

・軽トラック、重機、トラクター及びユニット、AV機器、携帯電話（スマートホン等）、パソコン（タブレット等）、プリンター、デジカメ…等

※購入を検討する場合は、活動計画書に基づく活動内容との整合性を確認し、担当市町村窓口、及び県窓口へご確認下さい。

#### 6. 委託・購入に対し、見積り対象金額は？見積りは何社とれば良いか？

- 1 見積り対象金額は管轄市町村役場の物品購入基準を参考に組織内で取り決めて下さい。

参考）山梨県財務規則 第二十二條 支出負担行為の伺い

二 工事請負費	ロ イに掲げるもの以外のもの	十万円
三 その他会計管理者が認める節		十万円

- 2 見積もりは同一条件にて原則3社から徴収とする。見積りを断られ、止むを得ない場合には業者から見積もりを辞退された記録を残しておいてください。

参考記録例）○月○日 △建設へⅠにて工事見積りを依頼。

回答>該当条件での施工は時期的に難しいため、今回は辞退したいとの事。